

ジェンダー平等・男女共同参画推進チェックリストについて

【チェックリストの目的】

県のあらゆる政策分野にジェンダー平等の視点を取り入れ、施策に反映していくため、各課においてジェンダー平等の視点から施策を自己点検することで、必要な改善を促す。

【令和5年度実施の流れ】

既存事業、新規事業の点検(各事業課)

- ・ 各事業課でチェックリストを用いた点検を実施
- ・ チェック項目のうち、対応できていない項目がある場合はその理由を分析、対応策を検討し、チェックリストに記載



点検結果の確認(男女共同参画推進課)

各事業課のチェックリストを確認

【R5年度の課題と見直し事項】

○昨年度の課題

- ・ 所属によってチェック項目のとらえ方が異なり、回答の精度にばらつきが見られたため、各課が点検を行う際に参考とするための、記入例及びチェックポイント資料を作成
- ・ 点検結果を踏まえた翌年度事業の見直しにつなげられるよう、点検の実施時期を前倒し
※実施時期の前倒しに伴い、対象事業を、県に裁量があり、直接執行する事業に限定

【チェック項目】

- 問1 事業検討時に、事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握しているか
- 問2 事業検討時に、女性、男性双方の意見を聞いた(参画した)か
- 問3 事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか。
また、固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか。
- 問4 女性、男性双方にとって利用・参加しやすいような配慮をしたか。
- 問5 性に起因する問題(安全、健康面などに係るもの)に配慮したか。
- 問6 事業の効果が女性、男性それぞれに寄与するものか。(いずれか一方に偏った受益となっていないか)

【対象事業】

- ①令和6年度既存事業のうち、下記以外のもの
 - ・ 法律等に基づくもので県の裁量の余地がない事業
 - ・ 道路、河川整備等のハード事業(施設の整備については対象)
 - ・ 令和6年度をもって終了する事業
- ②令和7年度新規事業

施策に係るジェンダー平等・男女共同参画推進チェックリスト【 既存事業分 】

◆記入方法

1 令和6年度に実施する施策について、事業検討や事業実施の際に、ジェンダー平等の視点を取り入れるための対応を行ったか（または行う予定か）該当するものを記入。（①、③、⑤、⑦、⑨、⑪）

○：対応した △：対応しなかった（今後対応予定あり） ×：対応しなかった（今後対応予定なし） -：該当しない

2 上記回答の具体的内容または理由について記入。（②、④、⑥、⑧、⑩、⑫）

○：対応した ⇒ 対応の内容（具体的な数値等を併せてご記入ください）
 △：対応しなかった（今後対応予定あり） ⇒ 今後の対応予定の取組内容
 ×：対応しなかった（今後対応予定なし） ⇒ 対応できない理由
 -：該当しない ⇒ 該当なしの理由

◆対象外事業

下記事業については、今回のチェックリストの対象外とします。（問1～問6は回答不要）

- A 法律等に基づくもので県の裁量の余地がない事業
- B 道路、河川整備等のハード事業（施設の整備については対象）
- C 令和6年度をもって終了する事業

※「事業検討時」とは、下記のいずれかを指します
 ・事業の企画・立案時
 ・昨年度の予算要求時
 ・今年度の事業の進め方や実施方法など、具体的な内容検討時

ポイント1:性別に関係なく実施する事業

男女両方を対象とする事業(性別に関係なく実施する事業)についても、下記の観点から、チェックリストでの点検と、対応の検討をお願いします。

【事業検討時の対応】

事業の対象者やその現状についてデータを取得したり、事業の企画立案時に男女双方の意見を聞くことで、隠れた課題やニーズの掘り起こしにつながる場合があります。

【事業実施時(または実施予定)の対応】

男女それぞれが置かれている状況や役割、身体的な違いなどの様々な要因により、事業の利用・参加のしやすさや、事業から受ける効果・便益が男女で異なる場合があります。

事業検討時の対応(ニーズや課題の把握)

事業実施時(または今年度実施予定)の対応

事業名	部局名	所管課(室)名	予算総額(千円)	担当者(内線)	対象外事業	1 事業検討時に、事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握しているか。		2 事業検討時に、女性、男性双方の意見を聞いた(参画した)か。		3 事業内容や事業の設計が、固定的な性別役割分担を前提としたものになっていないか。また、固定的な性別役割分担意識を助長するものになっていないか。		4 女性、男性双方にとって利用・参加しやすいような配慮をしたか。		5 性に起因する問題(安全、健康面などに係るもの)に配慮したか。		6 事業の効果が女性、男性それぞれに寄与するものか。(いずれか一方に偏った受益となっていないか)	
						① 対応有無	② ①の回答の具体的内容または理由	③ 対応有無	④ ①の回答の具体的内容または理由	⑤ 対応有無	⑥ ①の回答の具体的内容または理由	⑦ 対応有無	⑧ ①の回答の具体的内容または理由	⑨ 対応有無	⑩ ①の回答の具体的内容または理由	⑪ 対応有無	⑫ ①の回答の具体的内容または理由
県民向け施設運営事業	〇〇部	△△課	5,000	□□(1111)		○	・令和5年度の施設の利用状況について、男女別データを取得・分析した。	○	・利用者アンケートを活用し、男女双方の意見を聞いている。	○	・施設整備の際、女性用トイレだけでなく男性用トイレにもおむつ交換台を備え付けた。	○	アンケート調査の結果、「実施されている事業やイベントに関心がない」「利用者に女性が多く訪問しづらい」という課題があった。これをふまえて、事業内容を一部見直し、男性をターゲットとした事業・イベントを実施予定。	○	女性や子どもも安心して利用できるよう、施設整備の際、トイレや更衣室の場所に配慮したほか、見通しが悪い場所ができないようにした。	○	・1～5の取組を通して、男性・女性それぞれのニーズに沿った運営の見直しを実施している。 ・昨年度の利用者アンケートの満足度は男女ともに95%を超えており、事業の効果は男女それぞれに寄与している。
〇〇相談事業	〇〇部	△△課	3,000	□□(2222)		○	男女別の相談データや、県民意識調査により、現状・課題を把握している。	○	・連携会議には男女それぞれの委員が参画(男性5名、女性6名)し、事業実施状況等をヒアリングし、事業の企画・立案に活かしている。	○	・相談制度を周知するチラシで、仕事に関する相談は男性、育児に関する相談は女性のイラストを使用していたが、固定的性別役割分担意識が強いよう、内容や登壇者の男女比に配慮した(講師:男性3名、女性3名)。	○	男女問わず相談しやすいよう、男女両方の相談員を配置した。	○	過去の実績データから女性の健康問題に関する相談が多いと分かったため、女性のカウンセラーを増員した。	○	男性相談員を配置後、男性の相談者数が増加(令和4年度5名→令和5年度30名)していることから、男女双方に寄与するものとなっている。
〇〇分野啓発事業	〇〇部	△△課	2,000	□□(3333)		○	・県政モニター制度を活用し、〇〇分野の認知率の現状を男女別に把握している。 ・これまでの類似事業で実施したイベントでの参加者アンケートを活用し、参加者数やニーズを男女別に把握している。	○	・令和6年度の事業検討に当たっては、庁内女性職員、男性職員双方から意見を聴取した。	○	講演会を実施する際、「この分野は女性(または男性)に向いている」という、固定的性別役割分担意識が生じないよう、内容や登壇者の男女比に配慮した(講師:男性3名、女性3名)。	○	・イベント実施の際、会社員や主婦なども参加できるよう、開催時間を平日の16時～21時にする等、時間帯の配慮を行った。 ・イベント会場は、授乳室があるか等確認したうえで決定した。	○	イベントで使用する機材については、女性や子どもも参加しやすいよう、様々なサイズのもの複数準備した。	○	・1～5の取組により、男性・女性双方に効果的な事業となるよう配慮している。 ・今年度の事業実施後、イベント参加者数や、〇〇分野の認知率の男女別データにより、効果を具体的に検証する予定。
〇〇事業者支援事業	〇〇部	△△課	4,000	□□(4444)		○	事業の申請者について、男女別データを取得・分析した。	○	事業の企画・立案に際し、福岡県■■協議会委員から意見を聞いた(男性7名、女性7名)。	○	■■分野の振興を目的とした事業コンテスト実施時に、固定的性別役割分担意識に配慮し、審査員を男女同数にした(男性6名、女性0名⇒男性3名、女性3名)。	○	申請者が男性に偏っていたため、業界団体を通じて女性事業者を利用しにくい理由の聞き取りを行い、ニーズの高かった支援メニューを新たに追加する見直しを行った。	○	本事業の支援対象には、性に起因する安全・健康面への問題解消に係る支援(従業員の産前産後休暇制度導入、男女用更衣室整備、女性も使用しやすい軽量化機材の導入等)も対象に含めている。	○	1～5の取組の結果、女性事業者からの申請件数は昨年増加(R5.7月時点:3件→R6.7月時点:6件)しており、事業効果は女性、男性それぞれに寄与するものとなっている。
働く女性支援事業	〇〇部	△△課	4,000	□□(5555)		○	事業の企画・立案時に、〇〇分野における男女の就業率や離職率、平均給与等の状況をデータとして取得・分析した。	○	事業の企画・立案に際し、男女の職員や有識者に意見を聞いた。	○	・働く女性を対象としたセミナーにおいて、これまで「育児と仕事の両立」や「出産・育児休業支援制度」について解説していたが、固定的性別役割分担意識に配慮し、「パートナーとの育児の分担」や「男性が取得できる育児休業制度」についての内容を新たに追加した。 ・研修については、講師の性別が偏らないよう配慮している(令和6年度:男性3名、女性3名)。	-	本事業の対象は女性のみであり、男性の利用しやすさについては検討の余地がないと考えるため、「該当なし」とする。	△	相談支援や研修メニューのなかで、「女性特有の健康問題」に関するものを新たに追加することを検討。	○	本事業の対象は女性であるが、女性が働きやすい環境をつくることは、男性にとってもワークライフバランスの改善や、生産性の向上等につながるため、事業の効果は男女双方に寄与するものである。
〇〇道路整備事業	〇〇部	△△課	1,000	□□(6666)	B												

ポイント2:対象外事業

「対象外事業」とする場合は、「対象外事業」の欄に、AまたはBのうち該当する分類を選択してください。(複数に該当する場合は、主なもの一つ選択)

※一つの事業の中で、対象外(AまたはB)とそれ以外の内容を含む場合(たとえば、法律に基づく手帳交付と巡回相談を併せて実施する等)は、対象外事業には当たらないため、問1～問6を回答してください。

ポイント3:取組内容の記入

取組内容を記載する場合、具体的な数値等をあわせて記入してください。

ポイント4:該当なしとする場合

「該当なし」とする場合、事業の内容を踏まえた具体的な理由を記入してください(「対象が〇〇のため該当なし」とするのではなく、「対象は〇〇であり、…の理由から、対応の余地がないため該当なし」等と記入)

ポイント5:企業、団体等(人以外)を対象とする事業

企業、団体等(人以外)を対象とする事業についても、下記の観点から、チェックリストでの点検と、対応の検討をお願いします。

【事業検討時の対応】

対象となる企業や団体等の状況(役員、従業員の男女比等)についてデータを取得したり、事業の企画立案時に男女双方の意見を聞くことで、隠れた課題やニーズの掘り起こしにつながる場合があります。

【事業実施時(または実施予定)の対応】

企業、団体等(人以外)を対象とする事業についても、事業が県民等へ与える影響を踏まえ、性別役割分担意識や、男女双方の利用しやすさ、性に起因する問題の有無等については、確認と配慮が必要です。